

第2回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成27年2月21日(土)、名古屋市・伏見ライフプラザにおいて、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

このセミナーは、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員養成講座」を受講・修了し、金融教育支援員登録した人を対象に、知的障がい者等に対する金銭管理講座や金融被害防止の啓発活動を実施する際に必要となる知識・技能等を学ぶことを目的として開催されるものです。

セミナーに先立ち、ゆうちょ財団より金融教育支援員講座の目的、講座内容、今後のフォローアップ講座の開催予定のほか、金融教育支援員に対しての要望事項等を説明しました。

「障がいのある人のライフプラン設計の考え方」をテーマに行われた今回のセミナーは、ぜんち共済株式会社の富岡竜一氏が講師を務めました。

障がいのある人のライフステージでは、幼児期、就学期、青年期、壮年期、老年期それぞれの年齢ごとにどのような生活状況の変化があるのか、その際に注意することは何か等、具体的に解説が行われました。

例えば、障害年金の請求では2級と1級の障害年金では受給額の違いから、今後のライフプラン設計で大きな差が出るため、1級の障害年金を受給できる可能性がある場合には、しっかり請求手続をすること。そのためには請求の際の申立書の記述は、「できる」ことを強調することよりも、「できない」ことを率直に記入することです。「食事を一人でできますか」との問いに対しては、「一人で生活していて食事ができますか」という観点から、記入することがポイントです。

また、障がいのある人のライフプランを考える際には保護者の年齢を関連付けて考えることの重要性が強調されました。よく言われる「親亡き後」ではなく、「親の支援無き後」つまり親が面倒を見れなくなる時期のことを考えて、徐々に子離れ(親離れ)していけるように、本人の生活支援を考えることがライフプラン設計のポイントです。

その他、各自治体で実施している各種減免制度についても、その内容をよく確認することの大切さも説明しました。例えば、医療費の助成は入院費などは含まれず、病院によっては個室の入院しか認めず、差額ベッド代が必要となるケースもあるようです。

セミナー終了後は、受講者から多くの質問、感想をいただきました。



金融教育支援員向けセミナーは、次回は大阪市での開催(平成27年3月28日)を予定しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。